

川辺町小口融資利子補給制度のご案内

小口融資利子補給制度とは、川辺町の小口融資制度を利用している事業者の経営の安定を図るため、前年中に支払った利子の約半額を補給する制度です。

利子補給を受けられることができる方

川辺町小口融資制度により金融機関から資金の借入をされた方

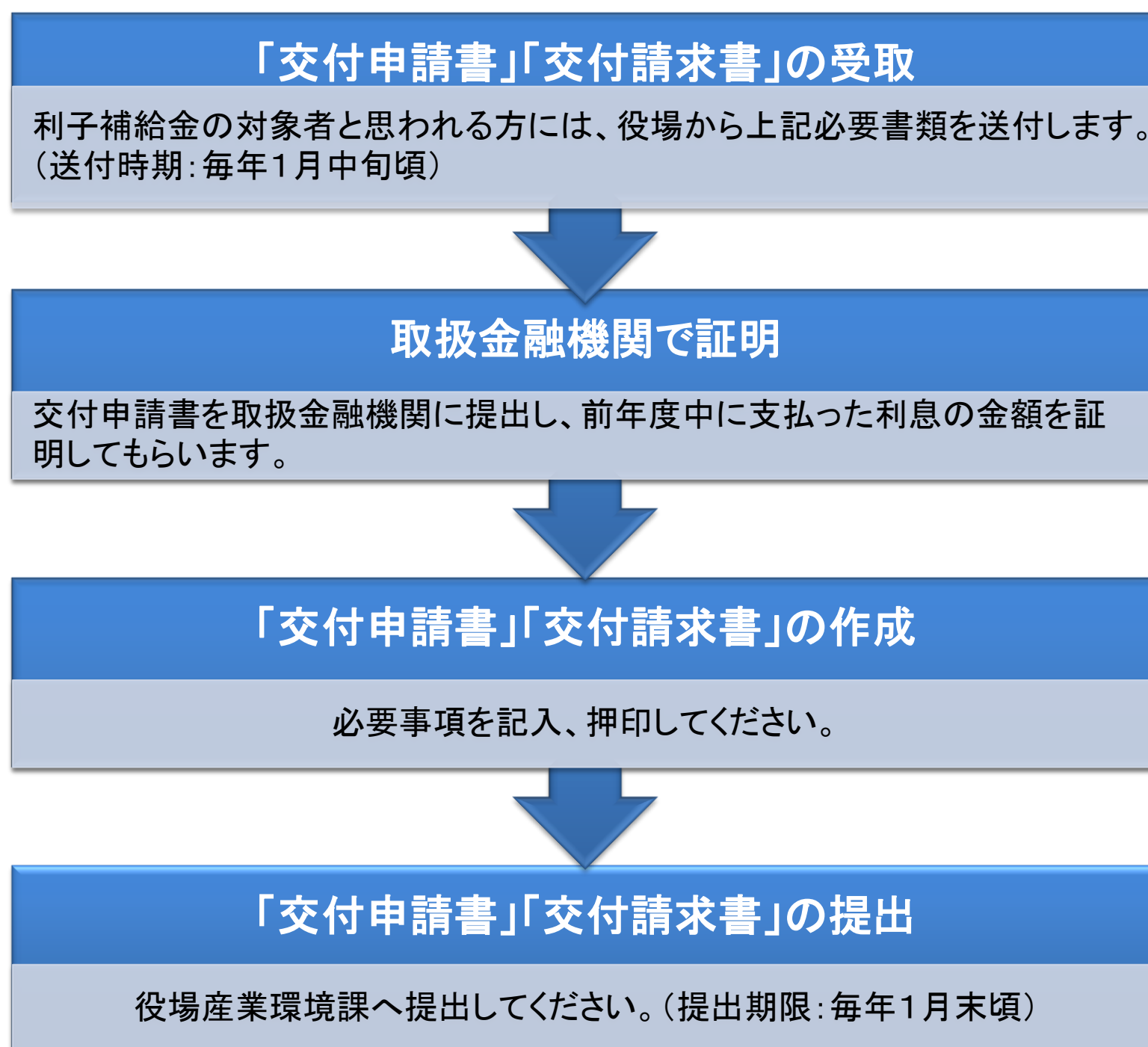
ただし、次の場合は利子補給を受けられません

川辺町に納める税金及び使用料等に未納金額がある場合
川辺町小口融資の返済に延滞が認められる場合 など

利子補給の金額

毎年1月1日から12月31日までに償還した利息(遅延利息を除く。)の総額の約1/2の金額です。
ただし、貸付実行日後、第60回(5年)までの償還分を対象とします。

利子補給の申請方法



【問い合わせ先】 役場産業環境課商工担当 直通電話0574-53-7212